

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)  
河原社会保険労務士事務所 河原 清市  
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554  
メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

## 始業前の仕事の取り扱い(東京地裁 2019年9月24日判決)

昨年の9月24日に東京地裁で始業時間前の残業についての判決がありました。

被告の企業側は、一般社団法人 日本貨物 検数協会 Y

原告は検数協会の係長をしている人 X でした。

事件の概要は、

労働者側は、始業前の労働について実際に働いていた。そのことを会社は知っていたのであるから、黙示の業務命令があったと、主張した。

その一方の会社側は、始業前に労働を義務付けたこともないし、その時間にやるべき業務もなかったと主張した。

裁判所は、出勤簿の記載内容の信用性を認め、始業前の労働は認めなかった。という判例です。

1. 争いのない事実等(当事者間に争いのない事実のほか、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

ア 原告は、昭和51年生まれの男性である。

イ 被告は、港湾荷役の検数等の業務を行う一般社団法人であり、その従業員数は1197名(平成29年 6月1日現在)である。

ウ 原告は、遅くとも平成27年3月16日から平成28年3月31日まで、被告の本部(以下、単に「本部」という。)の業務部業務三課に在籍して勤務し、同年4月1日から平成29年4月25日まで、被告の名古屋支部の西部現業一課に在籍して勤務した。原告は、少なくとも上記期間中、係長の職にあった。

エ平成27年3月分 ①基本給 19万2400円②職能手当 8000円③管理専任手当 8000円  
④資格手当 500円 ⑤服務手当 6万0000円⑥都市調整手当 2万5900円  
⑦特別調整手当 1万0600円 合計 30万5400円

オ原告は、平成29年4月15日に被告を退職した。原告は、同年10月19日、本件訴えを提起した。

2.原告の主張

本部在籍中の始業時刻について

原告は、本部の在籍中、月曜日から金曜日まで(以下「平日」という。)には午前7時30分には出勤し、就労を開始していた。原告は、午前7時30分に出勤すると、各登録検査員からの電子メールを50通ないし60通程度受信しており、これらを手早く確認していた。この作業は、中国検認認証(集団)有限公司ないしその子会社であるCCIC・JAPAN株式会社(以下「CCIC」と総称する。)から連絡を受けた場合に適切迅速に対応するために必要なものであった。午前8時以降は、原告は、当日の検査に関する登録検査員からの問合せに対応したり、CCICからの問合せの電話に対処したりしていた。同じ事務所内にいる原告の上司は、午前7時30分以降の原告の業務従事の状態を当然に知っていた。

### 3.被告の主張

本件請求期間における原告の労働時間は、本件執務表に記録されているとおりである。  
本部在籍中の始業時刻について

原告が午前7時30分に出勤していたという事実は不知であるが、仮にそのような事実があったとしても、それは原告が通勤ラッシュを避けるために自主的に早出をしていたにすぎないというべきである。

原告の業務は主にCCICの担当であったところ、CCICの始業時刻は午前9時30分であったから、同時刻より前に原告が行うべき業務は、同社に受注状況確認表をメールで送信し、被告の各支部担当者に翌日の予定表をメールで送信する程度のことしかなく、午前9時から業務を開始しても十分に間に合うものであった。

### 4.裁判所の判断

原告の供述の内容は、相当程度に具体性があり、迫真性が備わっているようでもある。また、名古屋支部においては、名古屋港内の $\alpha$ 地区の搬出用のゲートが午前8時30分から開くのであるから、その時刻よりも早く始業した旨の供述内容は、あり得ることのようにも思われる。しかし、原告の上司であった証人q3は、この点を否定する証言をするところ、証拠によれば、原告は、本部在籍中の大半の日には、出勤簿の「出勤時間」欄に午前9時である旨（「900」）を記載して提出し、名古屋支部在籍中の大半の日には、出勤簿の同欄に午前8時30分である旨（「830」）を記載して提出していたものと認められるが、原告本人尋問においても、現実の始業時刻を出勤簿に記載しなかったという理由としては「慣習としか言いようがない」旨を述べるだけであって、この点に関する慣習なるものを基礎付ける具体的事情を認めるに足りる証拠はないし、被告から午前8時とか午前7時30分などと記載・申請しないよう言われたことはない旨を供述しているところでもある。原告本人及び弁論の全趣旨によれば、原告は、その終業時刻については実態のとおりに出勤簿に記載して申告していたものと認められるところである。

被告が原告に対して所定始業時刻よりも早い時刻から業務を行うよう指示又は命令をしたなどの事情もうかがわれないこと等の諸事情を併せ考慮すると、本件執務表の記載内容には相当の信用性があるというべきであり、仮に本件執務表の記載に係る始業時刻よりも早い時刻に原告が本部又は名古屋支部の施設に来ていたとしても、本件執務表の記載に係る始業時刻より前の時間について労働時間性を肯定することはできず、この趣旨で、原告の供述のうち、本件執務表の記載に係る始業時刻と一致しない部分をにわか採用することはできず、他にこの点に関する原告の主張を認めるに足りる証拠はない。としている。

### 5.要するに

裁判所は労働者が、始業時刻より早い時刻に本部又は名古屋支店に来たとしても執務表の記載に係る始業時刻より前の時間について労働時間性を肯定することはできず、他にこの点に関する原告・労働者側の主張を認めるに足りうる証拠はないと結論づけた。

### 6.ただし、

原告側は、割増賃金の単価に、④資格手当 500円⑥都市調整手当 2万5900円を除外したり、変形労働時間制が適用しているから時間外労働は発生しないなどと就業規則や実態を見ればわかることを本件訴訟の段階で主張して、後で訂正をしていた。訴訟の段階で原告側は付加金として478万円を請求していた。被告側の誠意ある対応をしていないことがうかがわれる場面もあった。判決の途中で、付加金の支払いを回避するためであろう、被告側は、原告に対して2019.1.15付けで550万円を支払っている。